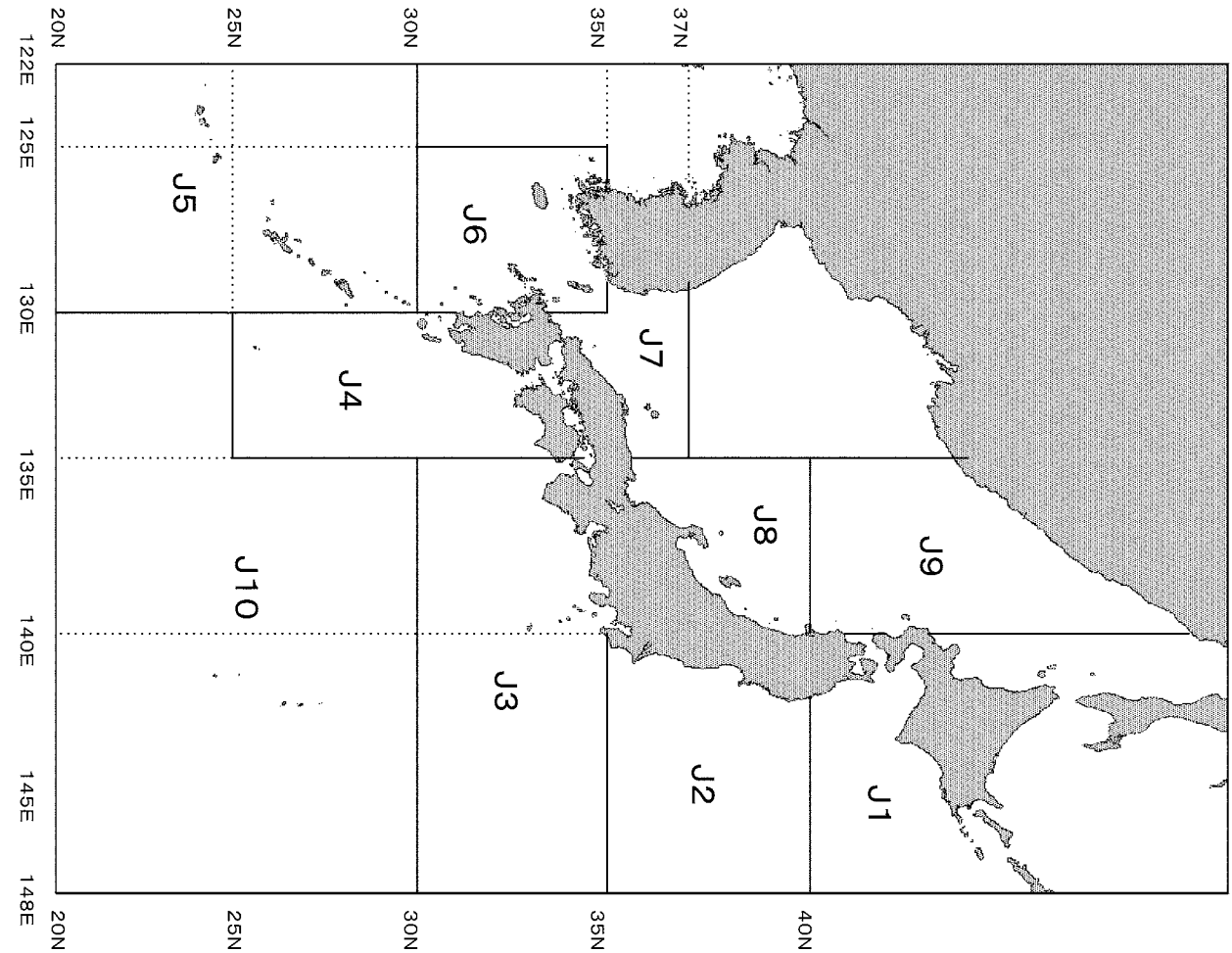
（別図）



太平洋広域漁業調整委員会指示第十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成二十五年十一月六日

太平洋広域漁業調整委員会会長　松岡　英二

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「太平洋」　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に定める太平洋

(2)　「沿岸くろまぐろ漁業」　次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六条第三項に規定する定置漁業

ロ　法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ　法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ　法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ　法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項に基づく特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業若しくは同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に規定する届出漁業

ヘ　法第六十六条第二項に規定する漁業

ト　別表1の上欄に掲げる都道における下欄に掲げる漁業

2　操業の承認

(1)　平成二十六年四月一日から平成二十六年十二月三十一日の間に太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十六年三月十日までに申請し、あらかじめ太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(2)　前号の承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書（以下「申請書」という。）に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添えて行うものとする。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、同条に規定する登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。